

議案第 14 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第23条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第26条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。